



審査請求人 加 治 政 広
処 分 庁 愛媛県中予地方局長 岡本靖

物件の提出要求書

2011年12月26日

愛媛県知事 中村 時 広 殿

〒790-0001

松山市一番町1丁目14-10 井手ビル5階

松山あゆみ法律事務所（送達場所）

電 話 089（993）8593

FAX 089（993）8594

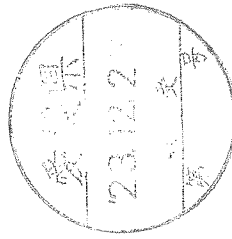
審査請求人加治政広代理人

弁 護 士 江 野 尻 正 明



審査請求人は、本件審査請求について十分な主張を行うため、行政不服審査法28条に基づき、処分庁及び松前町に対し、以下の物件の提出を求める。なお、この要求にかかる物件は、現在の管理者が処分庁であるか松前町であるかについて、審査請求人としては判然としないものであるものがほとんどであるから、審査庁におかれては、処分庁及び松前町の双方にこの要求にかかる物件の提出を求められたい。

- 1 処分庁ないし松前町が、審査請求人の親族その他の扶養義務者に対してなした法29条に基づく照会及びその回答



2 処分庁が審査請求人とその母親が同一世帯と認定した資料一切（ただし、弁明書添付書類を除く）

処分庁は、世帯の状態を把握する根拠のひとつに戸籍謄本を提出しているが、審査請求人及びその母親のそれぞれの住民票を提出していないなど、この項で請求する資料中、処分庁に有利な資料しか提出していないことは明かである。

3 処分庁が審査請求人の世帯の収入を算出した根拠となる資料

処分庁は弁明書 4（2）②に審査請求人が申請書に記載した収入を示すのみで、処分庁として認定したあるいは認定除外した審査請求人の世帯の収入がいくらかあるかそのものを主張しておらず、その資料の提出もない。他方で、処分庁は弁明書 5（1）に審査請求人とその母親とを同一世帯と認定しつつ、同（2）で親子2人世帯であれば保護が認められる可能性があった」とするのであるから、審査請求人の世帯の収入を何らかの資料に基づいて算出しているはずである。

4 審査請求人の最低生活費を算出した根拠となる資料

処分庁は弁明書 4（2）②に審査請求人が申請書に保護基準額（100,680円）と示すのみで、処分庁として認定した扶助費の項目が示されておらず、反論書補充書第1の3（2）で記した点が判然としない。

5 保護申請書及びその添付書類一式

審査請求人は、小職が代理人となるまで法律家の支援なく、生活保護申請手続及び本件審査請求手続を行ってきたため、処分庁に提出した書類の控えを有していない。本項にかかる書類は、審査請求人の当初の申請内容を正確に把握するた
めに不可欠である。

6 審査請求人の主治医らへの照会（意見徴収）とその回答

審査請求人が重度の身体障害を有することは処分庁に明らかだったのであるから、第4項にも関わり、審査請求人に必要な介護費用等の算出のために照会（意見徴収）がなされているはずである。

7 処分庁の松前町への照会文書及び回答一切（ただし、弁明書添付の松前町の調査報告書の写を除く）

8 処分庁が審査請求人とその母親との世帯分離の可能性を検討した資料一式

9 処分庁（地域福祉課）と松前町とが、2011年8月23日に、松前町が審査請求人に対して本件保護申請の取下げを指導することの協議をした際の議事録またはそれに類するもの及びその協議に用いられた資料一切

この項以降は、処分庁が弁明書で主張している事実の確認に必要なものである。

10 処分庁（地域福祉課）と松前町との間で、同日以降9月26日までに、本件保護申請について行われた協議、連絡または打合せの議事録若しくはそれに類するもの一切

12 松前町が、同年8月24日に、審査請求人にしたとする電話連絡についての記録一切

13 審査請求人が、松前町に対して、本件保護申請に関してなした面接実施要求、面接または相談についての記録一切（電話、町役場、自宅その他すべての方法・場所を含む）

14 処分庁が、審査請求人とその母親との二人世帯であれば生活保護開始決定が出

来るか否かについて検討した記録及びその資料一切

以上